

制度改正の概要と対応について

I 制度改正の概要

1 年金機能強化法〔平成 24 年 8 月 22 日公布〕

- ① 遺族基礎年金の父子家庭への支給【平成 26 年 4 月（消費税第 1 段階施行の日）施行予定^{※1}】

国民年金に加入していた配偶者（夫）が亡くなった場合、妻に遺族基礎年金が支給されるが、改正後は国民年金に加入していた配偶者（妻）が亡くなった場合にもその夫に遺族基礎年金を支給する。〔平成 23 年 3 月機構改正要望〕

- ② 受給資格期間の短縮【平成 27 年 10 月（消費税第 2 段階施行の日）施行予定^{※2}】

老齢年金を受け取るためには、原則 25 年の資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間等）が必要となるが、改正後はこれを 10 年に短縮する。〔平成 23 年 3 月機構改正要望〕

- ③ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大【平成 28 年 10 月施行】

厚生年金・健康保険は労働時間が週 30 時間以上ある方が加入の対象となっているが、改正後は従業員が 501 人以上の企業に勤める週 20 時間以上の短時間労働者（いわゆるパート、アルバイト労働者）についても対象とする。〔一部平成 23 年 3 月機構改正要望〕

※ 従業員 501 人以上の企業（同一事業主の企業の合計）が適用拡大の対象となっているため、その把握・判定方法等（規模要件の認定日、同一事業主の範囲等）について、現在、厚生労働省年金局と調整を行っている。

- ④ 未支給年金の請求範囲の拡大【平成 26 年 8 月までの政令で定める日施行】

年金を受け取ることができる方が亡くなった場合、まだ受け取っていない年金（未支給年金）がある時は、その方の遺族が請求して受け取ることができるが、改正後は請求できる遺族の範囲を生計を同じくする 3 親等以内の親族（これまでの配

偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に加え、甥・姪、子の配偶者、叔父・叔母、曾孫、曾祖父母など）まで拡大する。
〔平成23年3月機構改正要望〕

⑤ 産休期間中の保険料免除【平成26年8月までの政令で定める日施行】

育児休業中の保険料免除と同様に、改正後は産前産後休業期間中（産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。）の厚生年金保険料等を免除する。（年金給付は、休業開始前の標準報酬月額により年金額を計算する。）

（参考）その他の改正事項については、別紙1「年金機能強化法におけるその他の改正事項」を参照。

2 被用者年金制度一元化法〔平成24年8月22日公布〕【平成27年10月施行】

○ 公務員や私立学校教職員は厚生年金とは別の年金制度（共済制度）にそれぞれ加入していたが、これらの年金制度を厚生年金に統一する。これにより、支払う保険料の率（上限18.3%）や受ける年金の額が一般のサラリーマン等と同じになり、官民格差の解消が図られる。

※ 記録の管理及び適用徴収については、従来どおり機構及び各共済組合等で行う。

※ 年金支払については、厚年被保険者期間分については機構で行い、共済加入期間分については各共済組合等で行う。

※ 年金相談や届書等の受付については、できる限りワンストップサービスを実施し、全ての窓口（機構及び各共済組合等）において対応を行う。具体的なワンストップサービスの対象範囲については、現在、関係省庁及び共済組合等と調整を行っている。

3 年金生活者支援給付金法〔平成 24 年 1 月 26 日公布〕【平成 27 年 10 月施行予定^{※2}】

- 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金等の受給者に、老齢年金生活者支援給付金等を支給する。
 - ※ 所得の判定については、市町村から所得情報の提供を受けて行うことを予定しており、現在、関係省庁及び関係団体等と調整を行っている。
 - ※ 老齢年金生活者支援給付金の給付額：月額 5 千円に納付済期間（月数）／480 を乗じて得た額
障害・遺族年金生活者支援給付金の給付額：月額 5 千円（1 級の障害基礎年金受給者は月額 6,250 円）
（注）所得の逆転を生じさせないよう、所得基準を上回る一定範囲の者にも支給する。

4 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法〔平成 24 年 1 月 26 日公布〕

- ① 基礎年金国庫負担 2 分の 1 【平成 24 年 1 月 26 日施行】

平成 24 年度及び 25 年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 を前提に年金額を計算する。

 - ※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。（20 年度：3 分の 1、21 年度～23 年度：2 分の 1）
- ② 特例水準の解消【平成 25 年 10 月施行】

老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%、いわゆる溜まり分）について、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で解消する。

 - ※ 現在支給されている年金額は、平成 11 年から 13 年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも 2.5% 高い水準（特例水準）となっている。
解消のスケジュールは、「H25.10→▲1.0%」、「H26.4→▲1.0%」、「H27.4→▲0.5%」となる。

(注) 「※1」、「※2」の施行日は「消費税改正法」の施行日と連動して規定されているが、消費税改正法の施行は「それぞれの施行日前に経済状況等を総合的に勘案すること」とされているので、消費税の引き上げが停止された場合には「※1」、「※2」の施行についても見直しが行われることになる。

備考 主婦年金追納法案〔平成24年11月廃案〕

○ 国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している人への配慮措置を講じる。

※ 不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

Ⅱ 制度改正への対応

平成23年9月より、日本年金機構内に制度改正PTを発足させ事務処理内容等の検討を進め、順次、システム開発に着手しているところ。

1 スケジュール（別紙2参照）

（1）年金機能強化法

実施時期が四段階（平成26年4月、平成26年8月までの政令で定める日、平成27年10月、平成28年10月）に渡っているため、実施時期が早いものから事務処理の検討、システム開発に係る調達準備を進めているところであり、平成25年4月から順次システム開発に着手する予定。

（2）被用者年金制度一元化法

事務処理内容（業務仕様）の検討を終え、平成24年11月よりシステム開発に着手したところであり、並行して、残された課題について、厚生労働省、各共済組合と調整を行いつつ、解決を図っていく予定。

（3）年金生活者支援給付金法

平成25年10月からのシステム開発着手に向け、厚生労働省年金局と調整を行いつつ、事務処理内容の詰めを行っているところ。

2 課題

(1) 制度の内容確定と事務処理フローの構築（年金局調整）

- 事務処理フローの作成、システム開発を行うためには、細部を含めた制度内容の確定が必要。
- とりわけ、年金生活者支援給付金法は福祉系統の法律仕立てのため、多くの事項が政省令に委任されている。
(法律だけでは内容が不明確な事項も多く、政省令が示されないと事務処理の検討が進まない。)

(注) 今回改正は、これまでの大改正に比しても膨大かつ複雑であり、機構本部（各部）及び厚生労働省年金局の企画体制の強化が必要。

(2) 関係共済組合との調整

- 被用者年金制度の一元化後は、日本年金機構のほか、各共済組合が厚生年金事業の実施機関として、記録の管理や年金の支払いを行うことになるため、年金の支給決定等に際して、実施機関間で正確かつ円滑な情報交換を行うことが必要。
(例) ・ 年金決定時に各実施機関の記録を通算。
 - ・ 老齢年金の在職支給停止は、各制度の年金額を合算した後に、加入している制度の標準報酬月額を基に停止する額を決定。この停止額を基に、各制度の本来額に按分して、各制度が年金を支給。
- また、年金相談や届書等の受付については、お客様の負担を軽減するため、できる限りワンストップサービスを実施することが必要。

(注) このため、機構及び各共済組合並びにその監督省庁の担当者打合せ会議（原則週1回）を実施し、調整を行っているところであるが、この調整を急ぐ必要がある。

(3) システム開発

- 社会保険オンラインシステムは、大規模かつ複雑なシステムであり、その修正には膨大な費用と期間を要する。
- 今後、事務処理誤り対応や、ICT化など多くのシステム修正を並行して行う必要があるが、制度改正事項が最優先。

(4) 人員増

- 今回の一連の改正では、対象者数の増や審査時間の増を必要とする事項が多く含まれているため、相当数の人員増が必要となる。
 - (注1) 受給資格期間の短縮、短時間労働者の適用拡大、年金生活者支援給付金等においては、施行時に、いわゆる「たまり分」の処理を行う必要があるため、一時的にはさらに人員を必要とする。
 - (注2) 年金生活者支援給付金制度は、結果として給付金の支給対象となる者だけでなく、全年金受給者3000万人を対象にインカムテストを行うことになる。また、年金とは別給付となったため、給付決定や通知等はそれぞれ行う必要がある。

年金機能強化法におけるその他の改正事項（平成26年8月までの政令で定める日施行）

	改正事項	改正事項の概要
給付関係	繰下げ支給の取扱いの見直し※	70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合は、申出のあった月の翌月以降から年金が支給されるが、改正後は70歳時点から増額された年金を支給する。
	国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入※	国民年金の任意加入被保険者（60年改正（基礎年金制度）前のサラリーマンの妻や、60年改正後の海外在住者など）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされるが、改正後は当該期間については合算対象期間（いわゆるカラ期間）とする。
	障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和	障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合、1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求が行えないが、改正後は明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、1年を待たずに請求を可能とする。
	特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善※	障害等級の1級～3級に該当している者については、本人からの請求があれば請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分（障害特例）が支給されているが、改正後は障害状態にあると判断されるときに遡って障害特例を支給する。
	所在不明高齢者に係る届出義務化	年金受給者が所在不明となった場合は、親族等にその旨の届け出を行う規定がないが、改正後はその受給者の属する世帯の世帯員に対して、所在不明である旨の届け出を義務化する。（年金支給を一時差止する。）
保険料関係	免除期間に係る保険料の取扱いの改善※	国民年金保険料の法定免除に該当した場合、当該免除期間については保険料を納めることができないが、改正後は本人の申出により保険料納付を可能とする。
	保険料免除に係る遡及期間の見直し	国民年金保険料は、申出前直近の7月以降の免除が可能であるが、改正後は過去2年分まで遡及して保険料を免除する。
	付加保険料の納付期限の延長※	国民年金の付加保険料については、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したとみなされるが、改正後は国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付を可能とする。

※は平成23年3月機構改正要望

制度改正の実施に向けた作業スケジュール

		平成24年度			平成25年度												平成26年度												平成27年度												平成28年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
年金機能強化法	遺族基礎年金の父子家庭への支給	事務処理の検討			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【26. 4施行予定】																																			
	未支給年金の請求範囲の拡大等	事務処理の検討			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【26. 8までの政令で定める日施行】																																			
	受給資格期間の短縮	事務処理の検討			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【27. 10施行予定】																																			
	短時間労働者に対する適用拡大	事務処理の検討			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【28. 10施行】																																			
被用者年金一元化法		事務処理の検討			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【27. 10施行】																																			
		事務処理の検討・関係省庁及び関係団体等との調整			システム開発								システム開発																																							
年金生活者支援給付金法		事務処理の検討・関係省庁及び関係団体等との調整			事務処理要領・相談要領の作成								ブロック本部等に対する事務説明会				【27. 10施行予定】																																			
		事務処理の検討・関係省庁及び関係団体等との調整			システム開発								システム開発																																							